

水産政策審議会企画部会
第 9 5 回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第95回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和3年12月17日（金）10時00分

閉会 令和3年12月17日（金）11時56分

2. 出席委員（五十音順、敬称略）

（委員）石井 ユミ 大瀬 由生子 佐々木 貴文 佐藤 由也
 中川 めぐみ 山下 東子 吉川 文

（特別委員）大谷 勉 川原 明子 窪川 かおる 佐々木 ひろこ
 菅原 美徳 高橋 健二 永沼 博明 中村 清作
 野田 一夫 深川 沙央里 結城 未来

3. その他出席

（水産庁） 渡邊漁政部長 藤田資源管理部長 黒萩増殖推進部長
 矢花漁港漁場整備部長
 依田漁政課長 河村企画課長 廣野研究指導課長
 櫻井栽培養殖課長

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第95回企画部会
議事次第

日 時：令和3年12月17日（金）10:00～11:56
場 所：農林水産省第3特別会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- （1）次期水産基本計画の分野別項目の検討等について
- （2）次期水産基本計画の方向性とポイント
- （3）令和3年度水産白書の構成と骨子

4 報 告 事 項

「内水面漁業の振興に関する基本的な方針」の変更について

5 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	次期水産基本計画の分野別項目の検討等について	3
3	次期水産基本計画の方向性とポイント	5
4	令和3年度水産白書の構成と骨子	33
5	「内水面漁業の振興に関する基本的な方針」の変更について	39
6	その他	40
7	閉 会	40

○企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第95回企画部会を開催いたしたいと思います。

本日の事務局を務めます企画課長の河村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の企画部会は、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が解除され、また、感染状況が比較的落ち着いているということで、対面で開催させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の会場には委員の皆様の前にマイクが置かれてございません。御発言の際は事務局からマイクをお持ちいたしますので、挙手いただきまして、それから御発言をお願いいたしたいと思います。

また、企画部会におきましては、情報共有の円滑化、文書事務の効率化を図るために、ペーパーレスで実施ということになってございます。ただ、実際不慣れなところもあって、皆様のお持ちのタブレットがもしかしたら充電の関係で問題が出てくるかもしれませんので、何か問題ございましたら、紙も御用意していますので、お申し付けいただければと思います。

それでは、開会に当たりまして、水産庁漁政部長の渡邊より御挨拶を申し上げます。

○漁政部長 おはようございます。漁政部長の渡邊でございます。水産政策審議会第95回企画部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

初めに、委員並びに特別委員の方々には、御多忙のところ御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。この場をお借りして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

さて、今年は水産基本計画の見直しということで、4月以降、テーマごとに御議論を頂いているところでございますけれども、本日は東日本大震災からの復旧・復興のテーマについて御議論いただきたいと思います。その後、いよいよ本題ということで、次期水産基本計画の方向性とポイントについて御議論いただきたいと思います。お待ちしております。

続いて、前回の企画部会で頂いた御意見を踏まえまして、事務局で作成をさせていただきました。今回は白書の方ですね、令和3年度水産白書の構成と骨子につきまして、御議論、御意見を頂きたいと思います。

最後に、「内水面漁業の振興に関する基本的な方針」の変更について御報告ということで、今日は非常に盛りだくさんでございますけれども、短い時間でございますけれども、充実した議論をお願いしたいと思います。

委員の皆様におかれましては、現下の水産業をめぐる状況や様々な変化に的確に対応するために、幅広い観点から御議論を頂ければと思っております。

最後に、本審議会で委員の皆様から忌憚のない意見を賜りますことをお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画課長 渡邊部長、ありがとうございました。

続きまして、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、審議会の定足数は過半数とされてございますけれども、本日は委員11名中7名の方が出席されておまして、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立していることを御報告申し上げます。また、特別委員は16名中11名が出席ということになりました。

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして御説明いたします。

水産政策審議会議事規則第6条に基づきまして、会議は公開で行うことになってございます。ただし、新型コロナウイルス感染防止の観点から、傍聴者は庁内の別室にて傍聴する形となっております。

また、第9条第2項に基づきまして議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様は議事録を確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載して公表させていただきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

では、本日の配布資料の確認をさせていただきます。皆さんのタブレットの中に資料があると思いますが、大丈夫でしょうか。

それでは、山下部会長に議事進行をお願いしたいと思います。

報道者の方がおられましたら、撮影等はここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○山下部会長 皆さん、おはようございます。年末、お忙しいときに大勢集まりくださいます、ありがとうございます。

新しい任期が始まって、今回で2回目か3回目になるかと思うんですが、対面で皆様にお目に掛かるのはほぼ初めての方も大勢いらっしゃると思います。初めてだから、こんなことはみんな知っているんだろうというふうにならずに、何か疑問に思われたことなどについては、忌憚のない御意見、コメント、質問などお寄せいただければと思います。

それでは、着席をして進めさせていただきます。

本日の議題は、次期水産基本計画の分野別項目の検討等について、次期水産基本計画の方向性とポイント、令和３年度水産白書の構成と骨子の３つで御議論いただきます。加えて、「内水面漁業の振興に関する基本的な方針」の変更について、御報告を頂くことになっています。

本日の企画部会は、12時までの予定となっておりますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。委員さんでは、事前に承っているところでは、12時前に退室される方、12時過ぎると退室しなければならない方もいらっしゃると思いますので、できるだけ12時に終了したいと思っております。

では、まず事務局から次期水産基本計画の分野別項目の検討等について説明をお願いいたします。

○漁政課長 漁政課長の依田でございます。よろしくお願いいたします。

お手元にごございますタブレットの資料２－１、東日本大震災からの復旧・復興と題する資料でございます。

二つパートが分かれております。まず、２ページ目でございます。着実な復旧・復興ということでございます。

青い箱の中に、上の現状ということで総括してございます。まず①にございます漁港です。漁港につきましては、被災した319の漁港全てで水揚げ機能が回復していると。②の漁船、これは岩手県・宮城県においては、希望する漁業者の方に関して漁船の復旧が完了していると。③養殖施設でございますけれども、こちらの方も再開を希望する養殖施設の全ての整備が完了していると。また、④でございますけれども、水産加工施設、これは被災３県ですが、これも再開を希望する水産加工施設の９割以上が業務再開ということになっております。⑤でございますけれども、産地市場、こちらの方は、被災３県で被害があった３市場の全てが業務を再開ということでございますし、岩手県、宮城県の22の施設全てが業務を再開して、福島県におきましても12施設において４施設が集約され、８施設全て再開ということになっております。

現状を総括いたしますと、課題の①でございます。水産関係施設の復旧・復興は、福島県のような一部地域を除きおおむね完了したと。ところが、下の左のグラフ見ていただきますと、被災３県、福島県と宮城県と岩手県ということになりますけれども、こちらにつきましては、サケ、サンマ、スルメイカなどの不漁の影響もありまして、近年、震災前の完全回復ではなくて、７割水準の横ばいになっております。したがって、今後の課題

としましては、この水揚げ量の回復が課題となっていると認識してございます。

また、②でございますが、今度は被災3県と更にその近隣県、青森県、茨城県、千葉県を加えた6県の水産加工業の状況でございますけれども、今までの販路、失われた販路が回復し切れていない。販路の不足・喪失、そして原材料不足、そこで水揚げをしてもらえないという原材料不足等により、依然として売上げの回復が遅れているということでございますし、右側のグラフでございますけれども、いまだに60～80%未満だという回答をされている方がほとんどでございまして、福島県には特に7割近くがいまだに6割・8割までしか回復していないと、こういう回答、アンケート調査がございます。

次の3ページをお開きいただければと思います。

一方で、原発事故の影響克服でございます。現状を総括してございます。

①としまして、そもそも安全な水産物の供給と操業再開に向けた支援ということで、関係自治体と関係団体と連携いたしまして、福島県と近隣県において、水産物のセシウム等を中心とします放射性物質調査を実施してございます。29年度以降、現在まで8万5,800検体を調査して、海産種の基準値超過率はほぼほぼ0%となっております。

一方、福島県の試験操業・販売につきましては、順次、漁業種類と対象種、海域を拡大しておりまして、試験操業状態というのは令和3年3月末に終了しております。そして、本年4月からは本格操業に向けた移行期間と位置付けて、水揚げの拡大を図っているという状況でございます。

また、②でございますけれども、風評影響の払拭に向けて、各種パンフレットなども作成しまして、消費者、加工業者、ユーザーの方たちに説明会等を実施してございます。10月現在でございますけれども、計171回ほど説明会をやっております。

一方で、③でございます。今年の4月にALPS処理、多核種除去設備によって、一部のトリチウム以外の放射性物質を処理したいいわゆるALPS処理水、こちらにつきましては、2年後の準備期間を経て、安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底するという前提で、海洋放水をするという決定を政府としていたしました。それを受けまして、8月にこの関連対策の中間取りまとめを行っております。③にございますように、この中間取りまとめの中では、生産・流通・加工・消費の各段階において徹底した対策を打つというふうに盛り込んでいるところでございます。

課題としましては、下段にございますけれども、①、まず福島県の状況でございます。福島県の沿岸漁業については、震災前のまだ2割弱にとどまっているという状況でござい

ます。右下のグラフでございます。したがって、福島県におきましては、水揚げの増加とそのための流通・消費の拡大が課題となっているところでございます。

また、このALPS処理水の取扱いにつきまして、先ほど申し上げました8月の「当面の対策」、これに従いまして着実に対策を講ずるということでございます。

また、需要減対策ということで、必要に応じていろいろな対策を打つというようなことも、現在審議中の補正予算の方で計上して、これは経済産業省の予算で計上しております。こういった追加対策を機動的に今後も行っていくということが、今後の課題なのではないかということでございます。

私の方からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

この議題に対しても御意見はございますでしょうが、次の次期水産基本計画の方向性とポイントという御説明の後にまとめて伺いたいと思います。

では、次の議題の次期水産基本計画の方向性とポイントについて、事務局から説明をお願いいたします。

○企画課長 改めまして、企画課長でございます。

資料2-2と資料2-3で御説明をいたしたいと思います。

まず、資料2-2でございますけれども、次期水産基本計画の方向性というものでございますけれども、これは現行の基本計画が平成29年にできておりますけれども、29年にできてからどのような取組が行われてきたかということを主に示しているものでございます。

ページをおめくりいただきまして、1ページ目でございます。

まず、水産資源管理の着実な実施ということでございまして、新たな資源管理システムの構築に向けて、資源管理ロードマップを策定いたしまして、工程を実施しているところでございます。以下、事例を4種類示してございます。

まず、事例1がスケトウダラでございます。これはグラフに書いてございますけれども、ABCということで、生物学的に許容漁獲量を設定しているんですけども、それよりも高い水準でTACを設定していた関係もございまして、親魚量ですとか資源量が減ってきてしまっているというグラフになってございますけれども、2015年以降、厳しい資源管理を行った結果、親魚量、そして資源量の回復が見られているということでございまして、資源管理をしっかりしていけば、水産資源が増加してくるということを示したグラフでございます。

右側の事例2でございます。WCPFCの太平洋クロマグロの資源管理でございまして、こちらにも乱獲等によりまして2010年には資源量が1.1万トンまで減ってしまいましたが、しっかりと数量管理を開始して、漁獲規制も導入したところ、資源は2018年には2.8万トンまで回復したということでございまして、生産額、平均価格とも、境港の状況でございますけれども、上昇傾向で推移してございまして、一番下に参考というところでございますけれども、境港の生産額につきましては、2017年が11億円だったところが、2020年には16億円まで上昇してきているという状況でございます。

続きまして、2ページ目、お開きいただきまして、事例の3でございます。ズワイガニでございます。こちらにも公的管理と自主管理を併せて共同管理を実施しておられまして、その結果、神戸チャート上でもMSYを実現する水準を上回ってございまして、順調に資源が回復してきているということで、下に参考で書いてございますけれども、鳥取県のズワイガニの生産額も2015年には21億円だったところが、2020年には31億円まで回復してきているという状況でございます。

事例4のマダラでございます。マダラにつきましても、2007年以降にマダラの回復計画というのを策定して、卵を放流したりとか、親魚、小魚の保護とか漁獲努力量の削減措置というのを実施されまして、結果的には資源水準が回復し、漁獲量が増加傾向にございまして、結果、一番下にございますマダラの生産額は、2006年で、1,600万円だったんですが、2019年には4億円に回復してきているという状況でございます。

続きまして、3ページ目をお開きいただければと思います。

次からは成長産業に向けた取組なんですけれども、左側でございますのは、漁船漁業の構造改革ということで、操業の効率化ですとか、漁獲対象種・漁法の複数化等の対応、高性能漁船の導入等によって、収益性の向上の実証の取組を支援してきている状況ということで、真ん中にもございますけれども、大中型のまき網漁船、茨城県の例でございまして、船団構成のスリム化などを行っておりますし、あと、下にございます漁獲対象種・漁法の複数化ということで、沖底とイカ釣りの兼業船、これは兵庫県のような例が出てきているということでございます。

真ん中が養殖業でございまして、これも大型化が進展してきているということで、大規模沖合養殖システムを導入したりとか、天然資源に依存しないような完全養殖の実現に向けて、人工種苗の開発・普及も推進してきていると。

右側が輸出拡大でございます。昨日ニュースでも出ていますけれども、農林水産省全体

で1兆円を超える水準になってきておりまして、そのうちの4分の1程度を担っておりまして水産物も回復傾向にあるということでございます。

4ページ目をお開きいただければと思います。

ここからが漁港関係、漁村関係になりますけれども、漁協施設の再編整備ですとか、新たに漁港施設の用地を活用した海業、海釣りですとか、増養殖とか、漁村の特性を活かした体験とか、水産直売所とか、こういった漁業以外の産業の取組も含めて漁村の活性化の取組がスタートしてきているということでございます。

そのほか、SDGs等の環境問題への国際的な取組の広がりや踏まえ、農水省としてはみどりの食料システム戦略というのを策定していますし、あとは、スマート水産技術の進展もしてきていると。そのほか、新型コロナの感染症の影響なんかも出てきているという状況がでございます。

次の5ページ目は、行政側が平成29年以降どのような取組をしてきたかというものを1枚にまとめた資料でございます。

平成30年12月には漁業法を改正いたしまして、令和2年12月に施行されております。また、31年3月にはスマート水産業のロードマップを策定し、令和2年には新たな資源管理の推進に向けたロードマップを策定してございます。このロードマップでは、10年前と同程度まで漁獲量を444万トンまで回復させるという目標を設定しているところでございます。

真ん中辺にございますけれども、令和2年には養殖業成長産業化総合戦略というものを策定して、魚種ごとに2030年の水産輸出目標というのを設定してございます。

また、その下、令和2年12月というところを書いてございますけれども、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略というものを策定してまして、2030年、農林水産全体で5兆円の目標を設定してございますけれども、そのうち水産物の輸出は1.2兆円という目標が設定されてございますので、その達成に向けまして、ブリ、タイ、ホタテ貝、真珠を重点品目として指定してございます。

また、令和2年12月には水産流通適正化法が成立いたしまして、令和3年6月には不漁問題の検討会の取りまとめも行ったということでございます。

こうした行政の取組も、しっかり次の水産基本計画において明記して、着実に推進していきたいと思っております。

6ページ目、お開きいただければと思います。次の水産基本計画見直し、こういった状

況を踏まえまして、主なポイントを整理した紙でございます。

次の水産基本計画では、3つの柱で整理したらどうかということで、3本柱を設定させていただいております。

第一の柱は、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施ということでございまして、しっかり資源管理していくと。成果も出てきていますので、しっかり取り組んでいくことが大切だということでございます。

右側でございますけれども、特定魚種の不漁、サンマ、スルメイカ、サケの漁獲量が減ってしまっておりますけれども、一方、近年、漁獲量が増えてきている魚種、ブリ、マイワシみたいなものもございますので、こうしたものも併せて対応していくということが極めて重要だろうということで、第二の柱は、増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現ということで、漁船漁業の構造改革、養殖業の成長産業化、輸出の拡大、人材育成などを柱に整理していけたらと思っております。

第三の柱は、地域を支える漁村の活性化の推進ということでございまして、海業の振興の例を先ほど御紹介しましたが、そういった振興をしっかり浜に定着させていくということで、漁協の連携も含めまして、しっかり漁協の再編、そして拡充などしながら、漁村の活性化につなげていきたいと。流通に関する施策の展開もしていきたいということでございます。

最後、7ページ目が、参考ということになってございますけれども、水産基本計画におきましては自給率を策定することになってございまして、その前提としての生産量、消費量というものも設定することになってございます。下にその表がございまして、29年の基本計画のときには、一番左側に整理されていますけれども、平成27年度の概算値をベースに自給率、令和9年度の目標値を設定したわけでございます。直近がその9年度の1個手前の令和2年度の概算値というところでございますけれども、食用魚介類につきましては、残念ながら9年度の目標に及ばない状況、右側の海藻類につきましては、令和9年度と比較いたしまして善戦しているという状況、そして一番下の魚介類全体につきましても、令和9年度と令和2年度を比較すると、到達していないという状況にあるということでございます。

続きまして、資料2-3、次期水産基本計画のポイントということについて御説明をさせていただきます。

これは、先ほど6ページ目で3本柱として御提案させていただいておりますけれども、

それを一つ一つ整理したものでございます。

1 ページ目は、まず水産資源管理の対応の方向性ということで、右側に主な対応の方向性という欄がございますけれども、ここの欄を中心に御説明させていただきたいと思っています。

主な対応の方向性につきましては、資源評価対象魚種を200魚種に拡大して、MSYベースの評価に移行していくですとか、TAC魚種を拡大して8割ベースにしていきたいという話ですとか、あとは、TAC魚種の大臣許可漁業には原則IQを導入していきたいとか、あとは、現行の資源管理計画から漁業法に基づく資源管理協定に移行していきたいと。これは令和5年度までにしていきたいという目標でございます。遊漁につきましても、漁業と一貫性のある管理というのを目指していきたいと。定置網漁業のクロマグロの混獲回避に向けた休業支援とか、混獲回避・放流作業なんかの御支援もしていきたいということでございます。

次の2 ページ目でございます。

2 ページ目も主な対応の方向性のところを見ていただければと思いますけれども、海洋環境の変化、そういうリスクをしっかりと着実に把握していく必要があると思っておりますし、地球規模の環境問題みたいな長期的・中期的な課題にも対応していけるように、漁船の導入ですとか、あと別の漁法も組み合わせるなど、新しい操業形態の取組を促進していきたいと思っております。また、サケ・マスふ化放流事業も必要な改善をしていかないとはいえないと思っておりますし、漁船の電化・水素化などの研究・社会実装も進めていきたいと思っております。

この中のサケ・マスふ化放流事業につきましては、次の3 ページ目に特出しして書いてございます。3 ページ目をお開きいただければと思います。

これはサケ・マスふ化放流事業の回帰率の良い取組事例を横展開していくですとか、野生魚を活用したふ化放流技術の開発なんかを早急に推進していきたいと思っておりますし、あとは、施設の有効活用で、既存施設で例えばサーモンの養殖用の種苗生産とか、そういったこともできないかとか、必要に応じて統合とかも含めた効率化ができないかということが書いてございます。また、ふ化放流経費の調達方法についても、改善するところがないかということを検討したいということでございます。

また、栽培漁業につきましては、資源造成効果の高い対象種、適地での種苗放流を推進していきたいということでございます。

次、4 ページ目でございます。

カーボンニュートラルへの対応でございまして、これも主な対応の方向性を御覧いただければと思いますけれども、水産業の各分野で省エネ化等の低・脱炭素化を推進していきたいと思っております。漁船漁業で衛星を利用して魚探の探索による効率化ですとか、グループ操業の取組ですとか、省エネ機器の導入とか、燃油使用量の削減の推進をしていかなければならないと思っております。また、地球環境問題の課題に対応して、次世代の漁船の導入ですとか操業形態の見直しも、進めていかないといけないと思っております。

また、漁港施設への再生可能エネルギーの導入促進ですとか、省エネ対策ですとか、CO₂の吸収源として利用されるような藻場の保全とか創造など、漁港・漁村のグリーン化も進めていく必要があろうと思っております。

また、将来的な小型漁船等の水素燃料電池化ですとか、漁業以外の船舶の技術を転用・活用することも視野に入れつつ、漁船の脱炭素化の研究開発も進めていきたいと思っております。

次、5 ページ目、ここからが成長産業化の部分でございまして、漁船漁業から始めていきたいと思っております。まず沿岸漁業の部分でございまして。

これも主な対応の方向性を御覧いただければと思いますけれども、漁業を生業として日々操業する現役世代を中心に、効率的に促進していかなければならないと思っております。そのために、漁業外の所得の確保も必要だと思っております。地域を支えるような人材の育成・確保など、漁村地域の活性化に向けた浜プランを見直していきたいと思っております。

また、漁業権の見える化とか、あとは、様々な業種とのマッチングなど、漁場の有効活用のもっとの推進もしていきたいと思っております。

遊漁につきましては、先ほど漁業と一貫性のある資源管理を目指すということを御説明しましたけれども、漁場の利用調整に支障のない範囲で水産関連産業の一つとして位置付けて、漁村地域の活性化に活用していきたいと思っております。

次、6 ページ目でございます。今度は沖合漁業でございます。

沖合漁業は不漁対応ということになりますけれども、漁業調整にも配慮しながら、複合的な漁業への段階的な展開、これはもうかる漁業なんかも活用して、進めていく必要があろうと思っております。

さらに、経営安定にも資するIQの導入の推進と的確な運用というものを確保してい

たいと。

また、I Qの性質を踏まえて、関係漁業者との調整を行って、船型ですとか漁法の見直しもしていきたいと思っていますし、機械化による省人化、漁場予測システムの導入など、生産性向上に資する取組を推進していきたいと。

また、輸出拡大も視野に入れまして、陸側のニーズに沿った水揚げというものも推進していきたいということでございます。

続いて、7ページ目をお開きいただければと思います。遠洋漁業でございます。

遠洋漁業は、国際資源の管理措置として求められております各種の国際ルールに的確に対応できる漁業者というものを育成していかないといけないと思ってございまして、従来の操業対象にとらわれない新たな操業形態の検討、そして漁獲物の需要拡大に向けまして、国内だけではなくて、海外市場も含めた販路の多様性というものの確保が必要だろうと考えてございます。

続いて、8ページ目、養殖でございます。

養殖業の成長産業化に向けまして、こちらも主な対応の方向性を御覧いただければと思いますけれども、社会情勢の変化にきちんと対応した養殖魚の供給ですとか、輸出の促進というものを進めていきたいと。

生産・加工・流通・販売に至る、規模の大小を問わない養殖のバリューチェーンにおける付加価値向上というものを進めていく必要があると。

そして、環境負荷の低減が可能な大規模養殖の促進ですとか、陸上養殖の適切な発展を図るために、実態の把握ですとか届出制の導入も検討していきたいと思っております。

また、人工種苗の安定供給ですとか、高効率飼料の開発ですとか、養殖管理のスマート化も促進していかないとと思っておりますし、あとは、事業性評価を通じた養殖経営の見える化、そして経営改善とか生産体制の改革を実証支援形式で支援していきたいと。もうかる養殖業の活用なども考えていきたいということでございます。

次は、養殖と密接に関係してございますが、9ページ目、輸出拡大でございます。

輸出も、先ほど申しましたとおり、5兆円のうち1.2兆円が水産ということでございますので、下に主な対応の方向性がございますけれども、5兆円、1.2兆円を目指すために、大規模沖合養殖というのも本格的に、もうかる養殖なんかを使いながら、導入していかないといけないだろうと。

あとは、生産・加工・輸出業者、一体となって輸出拡大の取組を促進していく必要があ

ろうと。

輸出先のニーズに応じた商品の開発ですとか、必要な施設整備の支援ですとか、現地小売／外食とのマッチングですとか、新しい輸出先、取引相手の開拓というのをしっかり進めていく必要があろうということでございます。

続いて、10ページ目、ここからは人材育成の部分でございます。

まず、新規就業者の育成・確保ということでございまして、主な対応の方向性のところを御覧いただきたいと思いますけれども、労働力人口が減少していく中で、引き続き一定の新規就業者を確保していけるように、就業環境を含めて、各種の取組を推進し、若者に漁業の魅力を伝えて、就業に結び付ける取組を継続していく必要があろうと。

また、地域単位で就業定着のサポート強化もしていきながら、地域への定着というのをしっかり促進していく必要があろうと。

また、必要な免許・資格の取得に加えまして、経営スキルですとかICT技術の習得も支援していく必要があろうということでございます。今年から補正でインターンシップ受入れについての御支援もできるようになっておりますので、そうしたものも活用して、しっかり対応していきたいと思っております。

11ページ目でございます。海技士の養成確保でございます。

これも主な対応の方向性を御覧いただければと思いますけれども、水産高校ですとか、関係省庁、業界団体の関係者と連携いたしまして、水産高校生に漁業の魅力を伝え、就業を働きかける取組をしっかりと進めていきたいと思っておりますし、海技士試験の受験資格を早期に取得できる仕組みを、これは今4級で措置されてございますけれども、これを5級に拡大していく方向で、今、国土交通省と最終的な調整をしているということでございます。

いずれにしても、若者にとって魅力ある、就業したいと思う就業環境というのを整備していけないといけないだろうと思っております。

続いては、12ページ目から第3の柱になります。漁村の活性化の部分でございます。

こちらは左側に主な対応の方向性というところに2つ丸が付いてございますけれども、まずは漁業の活性化によりまして漁村の活性化を図っていこうということで、拠点漁港を再編・集約していくと。更なる機能の強化も図っていききたいと。あとは、漁協間の経済事業の連携も促進いただいたらどうかということでございます。

二つ目は、先ほど来何度か申し上げていますが、海業ということで、漁業以外の産業も

しっかり漁村に取り込んで、漁村の活性化を図っていったらどうかということでございまして、漁港・漁協の空いた施設なども活用して海業等を振興していったらどうかと。漁港・漁村の環境整備ですとか、あとは漁業者の所得向上を目指す浜プランで、交流事業の取組も促進したらどうかということでございます。

続いて、13ページ目でございます。流通に関する施策、I U U漁業、水産流通適正化法の展開の方向でございます。

この一番下に今後の対応の方向性でございますけれども、国際的にI U U漁業の撲滅の動きがございますので、こうした国際行動計画ですとか、あと違法漁業防止寄港国措置協定、P S M協定とございますけれども、そういったものに基づく措置をしっかりと適切に履行する必要がございますし、あとは、先般、法律が制定されました水産流通適正化法に基づき対象魚種を指定して、また定期的な数値の検証も行って、2年ごとに検証・見直しというのも行っていきたいと。

また、漁業者から小売／外食までの幅広い事業者に対しまして、説明会ですとかポスター、パンフレット等を活用して水産流通適正化法の目的や制度の概要につきまして、周知・普及を実施して、違法漁獲物の国内流通からの排除に向けた意識の醸成を図っていききたいということでございます。

続いて、14ページ目でございます。みどりの食料システム戦略でございます。

ここは、左側の主な論点のところを御覧いただきたいのですが、二つ目の丸、みどりの食料システム戦略の中で水産関係を規定されておりますのは大きく三つ。①が、2030年までに漁獲量を2010年と同程度まで回復——これは444万トンでございますけれども——させることを目指すと。また、②で、2050年までにニホンウナギなどの養殖におきまして、人工種苗比率100%を実現すると。これに加えて、養殖の飼料を全量配合飼料で給餌したいという転換の話と、あと、天然資源に負荷をかけないような持続可能な養殖体制を目指す。三つ目が、2040年までに漁船の電化・水素化に関する技術の確立を目指すというK P I、これは数値目標を掲げてございますので、こうしたロードマップも踏まえながら、着実に実施していききたいということでございます。

次のページ、15ページ目がスマート水産関係でございます。

これも主な対応の方向性のところを御覧いただければと思いますけれども、資源評価・管理、成長産業化、これは漁船漁業の話も含めまして、あと、水産加工・流通の話もございますけれども、こうしたものをしっかりとスマート関係で対応していききたいということで

ございます。国が収集したデータを生産現場で活用していく必要がございますし、漁業者・養殖業者のニーズを踏まえて、企業共同で新技術の開発に取り組む試験・開発プラットフォームも設置していく必要があろうと思っていますし、加工・流通段階でも使っていきたいということでございます。

最後でございます。16ページ目でございます。

新型コロナ感染症対策の方向性ということで、下に主な対応の方向性ございますけれども、新型コロナにつきましてはオミクロン株も含めて落ち着いた状況にあるとは言えない状況でございます。新しい生活様式に合致した水産物の提供体制づくりをしていかないといけないと思っております。

後々説明する白書でも、新型コロナ感染症の状況をしっかり分析したいと思っておりますが、そうした分析なども並行して行いながら、水産物の販売促進、消費拡大に向けて、こういったことをしていくのがいいのかですとか、あとは、外国人労働者が現在日本に來られない状況でございますので、人手不足を解消するために、労働力の確保をどうしていくかということも含めて、整理していきたいと思っております。

駆け足でございますが、以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございました。

先ほどの次期水産基本計画の分野別の検討と併せて、これから委員の皆様方に御意見伺いたいと思うんですが、この資料2という番号が頭に付いているものは水産基本計画関連で3本ございまして、ちょっと私の方から簡単に位置付けを申しますと、資料2-1は、これまで分野別項目の検討をずっとやってきて、その最後なんです。それが2-1で東日本大震災だけが残っていたと。これをまず御説明いただいたと。次に、2-2は、方向性であるんですが、内容的にはめぐる動きです。これまで、前回の水産基本計画からどのようにこの5年間で変化があったかというようなことが主として書いてある。そして、2-3は、これから基本計画にこういうことを書いていきたいと。こういうことを計画としてやっていきたいと。そのような位置付けだとお考えいただければと思います。

御発言いただきますが、そのときには資料2-1なのか2なのか3なのか、そのページ数、どこかということをお知らせを頂いた上で、ゆっくりとお話を頂ければと思います。また、時間が限られていますので、今度は水産庁にお願いしたいんですが、頂いた御意見、すぐにお答えいただくというのではなくて、次回までに検討いただいて、本文案の作成に活用していただきたいと。質問等についてはお答えいただければと思いますので、

その時間は設けさせていただきます。

それでは、予定では今から四、五十分は時間、見てあるんですけども、どなたからでもいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 高橋です。

何点かあるのですが、まずカーボンニュートラル、資料2－3ですね。4ページ目です。

この対応の方向性についてはよく理解ができ、当然このようになっていくと理解しております。ただ、TACがIQ制度に移行するという過程の中で、単船操業が多くなってくると。集団操業は恐らく崩れていく。そうしますと、各船が操業海域を探すということになります。搜索海域が拡大をしてくると、当然燃料の消費が多くなってくる。こんなような状況になってくるだろうというように予測しております。

また、サンマ、カニ等については、解禁日前後が一番価格的には高いわけですから、これが集中するというときは、当然競い合うということになります。やはり燃料の消費も多くなって、その辺が懸念をされるということです。

将来的には、水素なのか電気なのか、また、それ以外の燃料を使うということになるのか知りませんが、これは日進月歩で早急に漁船にも対応していただければ有り難いというように思っております。

それから、6ページですが、沖合の構造改革の方向性ということで、沖合も遠洋もそうなんです、実はそんなに若い皆さんから見ると漁業というのは魅力ありません。まず、業界なり企業なり、自らの体質改善をやらなければならない。これまでもいろいろ学生なり就業してくる皆さんに対していろんな注文は付けてまいりました。ところが、一番基になる企業なり業界が全く自らの体質改善というのをやっておりますので、こういう魅力のないところにいろんな制度を規制緩和をしながら入れようとしても、入ってくるわけがないので、その辺の対応というものを今後この基本計画の中でどこかできちんとした形で記載していただければ、有り難いと思っております。

それから、11ページの人材育成の中の海技士の問題ですけども、基本的には言わんとすることはよく分かるのですが、平成29年に作った前基本計画で4級の乗船短縮を入れましたけれども、その後どのような経緯をたどったのかということです。5年間の中で試験に合格した方は4名しかおりません。受験予定の人が来年の2月に1人おります。遠洋マグロが一番人材不足ということで、遠洋マグロの4級取得者を目指すということだったん

ですが、実際には今のところ一人もおりません。今の予定の中では、明年2月に遠洋マグロ、1人受講する予定ということと、あわせまして、明年、2人が予定ということですが、まだ合格したわけでもありませんので、実績ということにはなりません。

そういう中で、今度は5級ということで、この乗船実習にしても、先ほど申しましたけれども、全く魅力のない、漁業界にどのように参入していただけるか、その辺の論点が全く見えてこない。ただ、制度の規制緩和だと幾ら制度の構築をしても、これを受けてくれる人、参入してくれる人というものは全くいないという状況ですから、その辺の問題をいかにクリアにしていくかということです。

人材も少なくなっていくと、現在、漁船の方に、付加価値という名前の下で、魚の選別等々、それから保守管理ということで、かなり負担が掛かってきております。乗組員が少なくなるということになりますと、将来的には船での選別というのはもう不可能ということになります。そうすると、ラウンドで持ってきて、陸上で選別をしていただくというような形にならざるを得ない。そういうこともどこかに問題提起として挙げていただければ有り難いというように思います。

私の方からは以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。現場の声に基づいた御意見だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、窪川委員、お願いします。

○窪川特別委員 ありがとうございます。窪川です。

3点で、まず1点は2-2の一番最後の7ページです。実は最初の2ページぐらいのところにもあります。自給率が非常に重要ですが、この自給率という言葉に重きを置いて、重要な課題として取り上げていくのはいかがでしょうか。

今、漁獲量、それから消費量、生産量と、また輸出ということが増えてきていますので、自給率、国内の消費もどうなるのかと注目してまとめていただくことも、考えていただければと思います。

2点目は、2-3の4ページのカーボンニュートラルと、12ページの漁場の有効活用についてです。

洋上風力発電を重要な産業として進めていこうという状況もあります。漁港に限りませんが、沿岸の海洋空間計画で、将来性を含めた沿岸の有効利用には、漁業もありますし、海洋保護区もありますし、風力発電もあります。将来的な海洋空間計画をどのように立て

るか、実際に考えていくべきであるというところも見ていただければと思いました。

3 番目は、人材育成ですけれども、2－2の10ページ、11ページです。水産業に必要な人材について細かく分析され、将来像もかなり見据えています。このほかに、I T・A I の活用ですとか、国際、法律の専門家というところも出てきます。専門性、それから国際性を持った人材の参入あるいは育成も、水産として考えることです。環境問題への専門家も、育成ということに関して積極的でもいいのではないかと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、お隣の川原委員、お願いいたします。

○川原特別委員 おはようございます。川原でございます。

私の方からは4点ございます。全て2－3の資料に関することでありまして、まず4ページ目のカーボンニュートラル、こちらですが、事例の紹介をさせていただきたいと思います。

当社はマルハニチロのグループ会社でございますが、同じグループ会社のオーストラリアの漁業会社のオーストラルフィッシュリーズが西オーストラリア州にある小麦地帯での植樹プログラムを推進することで、オーストラリア政府よりカーボンニュートラルの認証を取得いたしました。この事例を参考にしまして、沿岸の海洋生物の作用を期待するブルーカーボンでのカーボンニュートラルの利用を促す、ですとか、そういったことも選択肢の一つとして一案かと考えております。

また、藻場については前回の部会でいろいろと御説明ありましたが、やはりブルーカーボンの取組と沿岸漁業の振興と絡めることができれば、相互作用が期待できるのではと考えました。

日本などでも漁船が利用できるような同様のシステムを導入することはどうだろうかとも思っています。

なお、親会社は、環境活動の一環としまして、海藻類の再生活動を行っております。

2 番目に、I U U 漁業、13ページです。

ごめんなさい、ちょっとその前に沖合と遠洋のところをお話しさせていただきたいと思っています。

6 ページの沖合漁業、質問なのですが、「複合的な漁業への段階的な転換」とありますけれども、どのようなことを想定されていらっしゃるのでしょうか。当社は沖合漁業で大中型まき網漁船を動かしております。複合的な漁業への段階的な転換というものがちょっ

と想像が付きませんし、また船型や漁法の見直しというのは、漁業許可なども考慮すると、どうなっていくのかなというのは、教えていただきたいなと思いました。

また、コメントとして、輸出拡大ということもありましたが、海外向けに関しては、漁業認証が求められることが非常に多いと思われます。そのような仕組みを整えることは必要になってくるかと思います。

7 ページ目の遠洋漁業です。

こちら質問とコメントがございまして、質問は、「各種の国際ルールに的確に対応できる漁業者を育成」というのは、どのようなイメージなのかと思いました。どのようにどこで誰が行うのか、また、現在の漁業者というのは国際ルールに対応できていないのかしらと、ちょっと感じたりもしてしまいました。

次にコメントですが、「海外市場を含めた販路の多様性の確保」ということは、非常に素晴らしいことだと思います。海外市場の販路のマイナーな事例かとは思いますが、当社は日本の国籍の船で遠洋海域での操業も行っており、外国で水揚げを行っています。水揚げ後すぐに第三国に持っていきたいと思っても、受け入れ先の国にハードルがありまして、遅々として進んでおりません。いろいろと水産庁さんには御尽力を頂いていると聞いていますが、一つの例として御紹介いたしました。

最後に、IUU漁業ですが、これも非常に重要なことだと思っております。親会社のマルハニチロは、世界の水産会社と科学者が持続可能な水産物の生産と健全な海洋環境を確保するために、科学的根拠に基づく戦略と活動と協力を行うSeaBOSというイニシアチブのメンバーです。もちろんSeaBOSはIUU漁業の撲滅などのタスクフォースを有しております。

当社を含めた全てのグループの漁業会社の自社漁労において、IUU漁業、強制労働がないことを確認するために、SeaBOSから提供されましたボランタリー・プロキュアメント・アクションズ (Voluntary Procurement Actions)、自主行動計画のツールですが、これを活用して確認を行いました。このような自主的な取り組みというのが一般に広がればいいのではないかと感じました。

そして、水産流通適正化制度では、国内へのIUU漁獲物の流通が防止できるのではないかと期待しております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、御質問は、もしほかの方からもあるかもしれないので、後でまとめてということをお願いいたします。

大瀬委員、お願いします。

○大瀬委員 私は資料２－３の12ページのところでちょっとお伝えしたいことがあります。

浜プランは、すごく良い企画だと思うんですけども、いま一つまだ何か具体的なところが見えてないなという感じがしております。お魚を消費してもらうこともとても大事だと思っています。獲れたお魚を消費するというのもう少し力を入れてほしい。消費するために何をしたらいいのかというのを考えていきたいなというふうに思います。

例えば外食産業さんとの連携とか・・・、例えば外食産業でより魚を使ってもらえるような何かであったり、または学校給食での栄養士さんへの具体的な指導であったり、もっと言ってしまうと、旅行会社さんのツアーなどで漁港へ行くとか、実際魚を食べるとかいものをやるなど、実際に消費者の方がより身近に感じるような浜プランも入れていかないと、何となく漁港の設備とか、そういうことだけでは、最終的に消費が上がらないのではないかなと思っています。

消費が上がることによって漁業者の所得も上がり、活気付くということは大きいと思います。また海藻類にも注目してほしい。私は仕事で、海藻類を子供たちがより食べるように様々なレシピを提案させていただいていますけれども、お魚以外にも海藻類などの活用方法だったり、そのレシピ紹介などというものも必要ですし、何よりも日本という国が海に囲まれているものですから、昔から魚を食べて健康を増進してきたとか、魚の保存法イコール、発酵食品でもあるんですけども、それが日本の文化としてあるということも、食育の中では伝わっていないかなと思っていますので、それらも含めた、消費ということを大きく目指した浜プランも組み入れていただけたらと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、佐々木委員とその後、結城委員、お願いします。

○佐々木特別委員 おはようございます。佐々木です。初めての方、多いと思います。よろしくをお願いします。

今ちょうど大瀬委員がおっしゃった外食産業の団体の代表をしております佐々木と申します。私からは３点、意見といいますか、ございます。

まず資料２－３の13ページ、IUU漁港のところで、主な対応の方向性として幾つか挙

げていただいております。小売／外食までの幅広い事業者に対して活用というふうにあるんですけれども、私ども外食産業、その先にいらっしゃる消費者に対する告知といいますか、説明というのが一番重要なのではないかなと日々感じております。というのは、日本は大きなサプライチェーンの中で消費者が一番大きな決定権を持っているというのを常に感じておりますので、そこからバックキャストしていったって、漁業者までつながるというのが日本の消費スタイルではないかなというふうに思っております。

それから、今度、養殖の部分で8ページですけれども、陸上養殖について書いていただいております。今ちょうど新しい産業として陸上養殖が注目されていると思うんですけれども、確かに環境負荷の低減にはとても可能性がある分野だと思うんですが、一方で、よく見てみると、閉鎖循環型でなければ結局、水質汚染は同じ状況にございますし、あと、もう一つ大きな問題として、ばく大なエネルギーが必要だという側面がございます。ですので、カーボンニュートラルという戦略と同調させていくという意味でも、ある程度指標といいますか、この環境負荷の値を算出するような、共通指標みたいなのがあると進めていきやすいのではないかなと。事業者さんとしても、それを扱う小売若しくは消費者としても、選択の判断をしやすいのではないかなと思っております。

そして、最後に14ページになりますけれども、みどりの食料戦略システムというところで、養殖飼料のことを書いていただいております。私、いろんな流通さんともお話しする機会が多くて、あと生産者さんもそうなんですけれども、輸出を進めていきたいという側面を考えると、やはり認証が必要だと。認証を取るためには、サステナブルな飼料を与えないことには取れない。ASCという国際認証が一番トラストフルだということで、皆さん取りたがっておられるんですけれども、今、サステナブルな飼料は日本ではただ1社しか作っておられず、それも海外のスクレッティングさんという会社の飼料しかないということになると、価格競争も起こらないので、やはり高止まりしてしまっただけで、皆さんなかなか導入が進まないという問題もございます。

ですので、やはり国内の会社さんが飼料を開発していかれること。トレーサブルであるということですか、あと、植物性の原料でありますとか、より環境負荷の低い飼料の開発を進めていくこと。配合飼料にとどまらない、もう一歩進んだ戦略が今後、輸出を考えた上でも必要になってくるのではないかなと思っております。是非御対応をお願いできれば幸いに存じます。

ありがとうございました。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、結城委員、お願いします。

○結城特別委員 ありがとうございます。結城未来です。お久しぶりの方も、そして初めての方も、こうやって顔を合わせてお話しできること、うれしく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは2点ございます。

1点が、2－1、東日本大震災についての記述です。3ページのALPS処理水について、特に3番ですね、現状。ALPS処理水について、特に「水産関係では、生産・流通・加工・消費の各段階における徹底した対策などが盛り込まれた」とあります。もちろんこの詳細の資料は別途あると思うんですが、この中で是非視点として取り入れていただきたいと思うのは、もちろん風評被害を払拭するためにPR活動をするというのはとても大切なんですが、それ以前に、一番最初の被害に遭ったときから、ずっと復興のために努力をしてきて、やっと水揚げができるようになったところで、また再度ダメージを受けた漁業関係者の方への補助などのケアというところを、是非取り入れていただきたいと思っております。もちろん経済産業省との連携にはなるかと思うのですが、是非水産庁側としては漁業関係者に寄り添うきめ細やかな視点で盛り込んでいただければと思っています。

それから、もう一点、養殖魚についてです。2－2の3ページ、あるいは2－3の8ページにも養殖魚について書かれています。先ほどから養殖魚のことが触れられていますけれども、私からPRを少々させてください。昨日、日経新聞デジタル版で「養殖魚の魅力」について記事を公開させていただきました。これは同じ委員の愛媛大学の後藤准教授——今日は欠席でいらっしゃいますけれども——に解説を頂きながら、養殖魚とはこういう魅力があるというのを会話仕立てで仕立ててあります。

なぜこういう記事を書いたかといいますと、日本ではまだまだ天然魚信仰が強く、養殖魚に対する嫌悪感というか、誤解が少なからずあるということを肌で実感したからなんです。この記事を作成する際にも多方面にお話を伺いましたが、やはり養殖魚のことを十分に理解なさっている方が少ない、魅力が浸透していないという残念な実態を非常に感じました。

今後も人口種苗の開発・普及の推進や、サステイナブル、環境負荷軽減についてなど、さまざまな視点から養殖魚の開発を進めていかなければいけないと思います。そこでお願いをしたいのが、一般の方に対して養殖魚の魅力、安心・安全だということ、天然魚と

はまた違った魅力があるという点などに対する普及活動もしっかりと盛り込んでいただければと思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、次に中川委員、お願いします。

○中川委員 ありがとうございます。中川です。私からは3点お願いいたします。

まず1点目に、資料2-1の原発の部分の3ページの②の部分なのですが、風評影響の払拭に向けてというところで、今現在もホームページでの掲載や、パンフレット作成、説明会など、非常に御尽力いただいているなと思うのですが、これらの活動は情報を取りに来る方たち向けになっているのかなと思います。実際に買ってくださる生活者は、ほとんどが物言わぬ方々で、自らホームページを見にいたり、パンフレットを取りにいたり、説明会に自ら行ったりは、本当にごくごく一部の方に限られてしまうのかなと思います。だからそういった自ら動かない方たちに、どのようにしてコンタクトを取って、きちんとコミュニケーションをして、福島のおいしいものを食べていただけるかという動きが非常に重要かなと思います。そちらについても、既に活動をされている部分の記載はもちろん、今後、更に力を入れていくというのを是非御検討いただけたら有り難いです。

2点目、3点目が、資料2-3の5ページ、12ページの部分の海業の部分になります。まず2点目が、海業について、これから新しいお取組をいろいろやられていくと思うんですけども、こちらの先行事例としては、いろんな地域の地域活性・まちづくり事業の事例が、非常に参考になるかと思えます。そうした方々は、すでに成功事例も失敗事例もたくさん持っています。そのうえで私自体がいろんな地域を回って、成功されているまちづくりのプレーヤーの方とお話しさせていただくと、皆さん共通して、「成功事例は参考にできるけれども真似はできない。ただし失敗事例は具体的にめっちゃくちゃ役に立つ」と仰います。

これはやってはいけないという失敗事例を学ぶことが非常に重要だと教わったので、海業でも成功事例はもちろん、できれば失敗事例の方を、具体的なネーミングまで出せるかは難しいと思うんですけども、共有していただきたいです。これをやってはいけないという、例えば外に丸投げしては駄目だよとか、不要な施設への投資はせずに、今あるものを上手に使わないと痛い目に遭うぞみたいなことは、本当に繰り返し日本全国で起きているので、是非そうした失敗事例をうまく伝えていただけると、非常にうれしいなと思って

おります。

最後、3点目なのですが、今後遊漁船が更に増えていく中で気になるのが、遊漁船のサービスの質などに、とてもばらつきがあることです。私自体も釣りが大好きで、全国の100何十の船に乗せていただいて釣りをしているんですけれども、すごく差を感じます。遊漁を始めるときに、研修などの体制はしっかりされているのは存じているんですけれども、多分サービス面は、今のところ皆様の自主的なところに任せている面が多いです。それによって、サポートを何もやらないで、「乗せてやっているんだから、さっさと釣れよ」という船長だと、リピートがどうしても出なかったり、周りに嫌なうわさが立ってしまって、売上げが実際に伸びないというところがあったり。また拝見していると、小さいお子さんや初心者の人に向けてちゃんとした注意をしてあげないから、傍で見ていて、けがするんじゃないかとか、落ちるんじゃないかとか、すごくドキドキするシーンもあります。

今後遊漁が盛んになっていき、初心者やお子さんにも参加していただく中で、何か事故があると、本当に取り返しがつかなくなってしまうので、水産庁の方々からもサービス面における研修も是非御検討いただけたら、非常に有り難いと思います。

私からは以上です。

○山下部会長　ありがとうございました。

それでは、深川委員と佐々木委員から手を挙げていただいていますので、まず深川委員からお願いいたします。

○深川特別委員　初めまして。深川です。私からは2点。

2－3の資料のまず8ページです。先ほどから養殖の飼料問題に関しては何度か出てきておりますが、全く同じなんですけれども、やはり1.2兆円輸出できても、水産の飼料となる原料の魚粉はほぼ輸入なので、半分輸入していたら何をしているのか分からないので、国産飼料の開発、そういったところも、例えば未利用魚だったりとか、例えば外来種の駆除とかを行っていて、魚、ブルーギルとかバスとか、そういうものもありますし、また、ブリとかタイとか、ラウンドで輸出するだけではなくてフィレで輸出する場合、頭とか中骨というものの廃棄が出てきます。なので、例えばそれをほかの魚介類、クルマエビだったりとか、そういったものを飼料に使うなど、横の連携といいますか、そういったものがうまく回るようになるといいのかなと思いました。

あと、2－3の11ページに関しては、人材育成に関することなのですが、水産高校とかに行く前から、幼少期の時代から何かしら水産に興味を持つような仕組みができないかと。

今、海洋少年団とかいろんな団体もございますが、例えば、うちも養殖場なんですけれども、地域の小学校から高校にかけて、皆さん、野外活動じゃないですけども、体験に来てくれる方たちがたくさんいらっしゃいます。それだけではなくて、取締船とかの見学だったりとか、そういったものを小中学校でも体験をすることによって、そこで水産に興味を持てて、水産高校に行く子たちも増えるんじゃないかと。それから、その手前の教育の部分にも何かしら関連させられることができれば、いいかなと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、あと、佐々木委員、ちょっと待っていただけますか。というのは、マイクが近いので、中村委員のところに先に。で、佐々木委員で、あと吉川委員も手を挙げていらっしゃるのを承知しています。

○中村特別委員 全国漁青連、中村です。よろしくお願いします。

まず、コメントみたいになってしまいますが、2-2の最初のクロマグロのところに、やはり「乱獲」というふうに書かれております。課長からも「乱獲」という言葉が出て、個人的にはすごい悲しいなという言葉に感じています。漁獲圧が高まり過ぎたという現実はあるんだろうとは思いますが、漁業者は厳しく定められたルールの中で漁業を営んでいております。この言葉だけが走ってしまうと、漁業者たちは乱獲をしているみたいな、そんなふうにやはり言われかねないので、書き方をもし可能であれば変えていただけたらうれしいなと思います。漁業者が悪者だみたいなふうに思われるのは、少し悲しいなと思っております。

といいますのも、先ほどの委員のコメントの中で、漁業には魅力がないという、魅力がないとやはり人は付いてこないよというお言葉がありましたけれども、私、すごく漁業が好きですので、ここはやはり漁業者が悪者ではなく、食料生産の担い手として日々努力しているということを伝えていただければなと思います。

2-3、カーボンニュートラル、4ページです。漁業に従事しておりますと、やはり最近、ここの漁業者たちはすごく化石燃料を焚いて、そういうところすごく消費しているよねみたいな、そういう感じで、風当たりが強くなってきているなというふうに個人的に感じております。これから、やはり私個人としては漁船の電動化というのはすごく賛成であります。ですが、多分、沖合よりも沿岸の漁船から試していかれるのかなと思いますが、一人乗り、二人乗りという船もありますので、何かあったときにやはり命に関わります。

長い歴史を持つ内燃機関をいきなりばつっとやめてしまうというのは少し不安がありますので、そこはやはり慎重にいろいろなテストを試した上で、進めていていただければなと思っております。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございました。

それでは、佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員　佐々木です。いつもお世話になります。

私の方からは、2－3の5ページの沿岸漁業の方向性と、あとは2－3の10ページの人材確保、その二つに絡めまして1点だけちょっとお話ししたいと思います。

人材確保に関してなんですけれども、漁村の活力をいかに高めていくかが本当に喫緊の課題だなというふうに理解しております。しかし、現実には、私がおります北海道、一大漁業基地ですよ、その北海道ですらなのですが、漁村の衰退がはっきり見てとれるようになっております。空家はもちろんなんですけれども、正に今、土に戻ろうとしているような、朽ち果てているような、元漁家さんの御自宅等、たくさん見られます。これは1軒2軒の話じゃなくて、国道沿いを走ってもそういう状況がございます。そうした中で、養殖を除く沿岸漁家の後継者確保率、10%台という厳しい状態ですので、この状況をベースに、例えば海業というようなお話がございましたけれども、どこまでそういったことが実現していくのかなというのは、やや難しいのかなという懸念を感じるわけです。

専業・兼業につきましても、今、高齢化等によって専業が増えております。つまり、もう兼業するエネルギーがないと。漁港背後集落の高齢化率、40ポイントになっていますし、就業者も38%台が65歳以上の高齢者だと思います。2018年の漁業センサスですらそうです。ですので、ビジネスのベースとしての漁村という部分が、なかなか足腰弱っているなというふうに思うわけです。

ですので、沖合・遠洋漁業への人材供給源ともなっております漁村を維持する、つまり、沿岸漁業はもちろんのこと、沖合・遠洋漁業の維持のためにも、漁村というものの維持というものが非常に大きなポイントになってくるのかなと考えております。そして、そこには海業というようなものというよりも、もっとより大胆な抜本的なてこ入れ策が必要なのかなと感じます。

こうした状況の中、私は本格的な漁業者年金制度の導入についても是非ご検討して欲しいと考えております。今ですと、なぎさ年金とか共済とか、保険システムの一部としては

あるんですけれども、より補助率を高めたような、後継者になりたいなとか、漁業って長期的に安心して就業できるなというような、就業者が魅力を感じるような抜本的な施策を打っていかないと、なかなか厳しいのかなという危機感を持っております。水産基本計画という重要な、抜本的なものになりますから、是非踏み込んだものがあつたらと、後半はお願いなんですけれども、申し上げた次第です。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、吉川委員、お願いします。

○吉川委員 三重県魚食リーダーの吉川です。よろしくお願いします。

資料２－３の人材確保のところでちょっと思うことがありまして、多分、今年の「ディスカバー農山漁村の宝」でも、農福連携のところが大賞を受賞していると思うんですけれども、今回の資料を見ていると、水福の連携に関しての盛り込みがなく、農業分野ですと、福祉の障害者の方も担い手として考えて扱っている部分があるので、さすがに技術者として船に乗せるというところは厳しいと思うんですけれども、加工の部分であつたりというところは、福祉との連携なんかで担い手として十分活用している事例なんかもちょこちょこ聞きますので、そういうところも盛り込んでいただきたいなと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、菅原委員、お願いします。

○菅原特別委員 ありがとうございます。菅原でございます。

何点かございますけれども、まずは資料２－３の１ページ目と、あと５ページ目に関してのあれで、遊漁について漁業と一貫性のある管理を目指すと。非常に良いことだと思うんですよ。ただ、以前、クロマグロの問題が出ていたんですけれども、管理されている登録遊漁船での数値の管理、これは可能だと思うんですけども、プレジャーボートの対応をどうするのかと。ここら辺のプレジャーボートの漁獲高をどういうふうに管理していくのかというようなことに関しても、明記していただければいいのかなと思っております。

それと、２ページ目ですか、漁船の電化・水素化等というような形で書かれていますがけれども、カーボンニュートラルの問題ですけれども、なかなか皆さん電気を使うと、非常にカーボンニュートラル、CO₂排出削減と言われている感じを受けていらっしゃると思うんですけれども、現状の例えば車でハイブリッド車を造るのに当たって、燃料電池を作

るときの電池を作っている工程で、全然カーボンニュートラルじゃないんですよ。ガソリンを使っていた方がよっぽどカーボンニュートラルなんです。そういうところをどういうふうにクリアするのかとか、ましてや水素化等というと、水素なんていうもの自体は、爆弾を背負って動いているのと一緒にですから、プラス、水素を燃料にするということは、排出するのに水が出てくるわけですよ。これがだから、全ての漁船とか船舶が全てそのような状態になったときに、海水の濃度はどういうふうに変わっていくのかとかいうような課題というのは、いろいろあると思うんですよ。

いずれそういう形にはなるとは思うんですけども、電化とか水素化とか、はたまた別な燃料になるのかというのはあると思うんですけども、現状、大型船なんかですと、マリンスクラバー、要は排ガスの対策がされているんです、大型船舶。これは去年か何かに採択されているはずなんですけれども、これをやっぱり漁船にもそういうものの対策を施さないといけないときに、まずは電化とか水素化というよりも、そちらの方の対策をしていくというのが先ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

では、ほかにはいかがでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員　ありがとうございます。3点ほど聞きたいところがあります。

これは2-2のサケ・マスふ化放流事業の改善という、3ページの資料でございます。右側に主な対応の方向性ということで、サケ・マスふ化放流の中で、「回帰率の高い取組事例の横展開」と記載してあるんですが、この「横展開」とはということなのかなという点が一つ。

それから、次の「野生魚を活用したふ化放流」、「野生魚」とは、私は私なりに海産親魚のことを言っているのかなという解釈しているんですが、水産庁の解釈がどうなのかなということでございます。

それから、次のポツでございますが、施設の有効活用、これは「既存の施設におけるサーモン養殖用種苗生産など」というふうに書いてありますが、さけの既存施設におけるサーモン養殖ということになりますと、目的外使用ということになるんじゃないかなと。そうなったときに水産庁さんは、そうならないような処理をしてくれるのかなと。

もう一つあります。その文言の下段に、「統合も含めた効率化」とありますが、これは

ふ化場の集約化という解釈でよろしいのでしょうか。

以上でございます。

○山下部会長 佐藤委員、ありがとうございます。

それでは、野田委員、お願いいたします。

○野田特別委員 私からは3点。

まず、2-2の4ページです。コロナの影響で今は外食産業が駄目になっていますから、余り表立ってはいませんが、実際にはベトナムだとかインドネシアで作られて日本に輸入されているやつが、ストップしたり遅れたり、あとはコンテナが着かなかったりという影響が出ています。それは外食産業向けが多かったからそんなに表立ってはいませんが、実際には老人介護施設であったりとか、そういったところへの影響みたいなものがあるので、白書で、言ってもいいけれども、言わなくてもいいという話です。

次に、2-3の12ページです。左側の「漁業の活性化による」というところなんですけれども、ここの書き方について拠点漁港の再編だとか集約だとかというのを後回しにして、その下の「漁協間の経済事業の連携促進」を先に持ってきて——すみません、漁業者からすると、最初に再編とか集約と言われると、いきなりファイティングポーズを取る連中が多くて、その前に、こういうふうに連携するともうかりませという話をしておいて、更にもうかるぜという話で、再編・集約すると、こういう、もうかり方があるという説明だったら、素直に聞くとは思いますが、敵を増やす必要はないなと思っているので、書き順を逆さまにしてもらえればいいなと思っています。

次の13ページの下、IUUの撲滅の関連です。まずどの魚種にするかというのも大切ですし、まず一步を踏み出すというのも大切ですが、基本理念の中に抜け道を止める仕組みを入れていかなきゃいけないと考えます。抜け道はもうかってしまうので、その抜け道をどの頻度で止めるのかというものをあらかじめ組み込んでおいた方がいいのかなと思っています。

以上です。

○山下部会長 具体的な御提案、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、大谷委員、お願いします。

○大谷特別委員 私は卸売市場を水戸でやっています大谷と申します。

一つ聞きたいのは、この人材育成、2-3の6-1ですか。これは非常に大事なことで

とは思うんですけれども、個人を対象にというか、農業でも漁業でも同じなんですけれども、やっぱりなかなか個人で水産に携わるという方は少ないと思うんですよね。だから、水産庁としてある程度企業でそういう方たちを、やってもいいよというふうな、組織でやっていくということを少し考えていかないと、漁業にしても農業にしても同じだと思うんですけれども、なかなか成り手が付かないですよね。

だから、ある程度組織立ってやっていくと、やっぱりそこに誰か携わる、その組織の中からまた個人で事業を興していく、そういうふうな形に持っていかないと、ただ単に漁業に携わる人たちを増やそうと思っても、休みの問題とか安定的な給与の問題とか、そういうことを考えると、これはなかなか難しいんじゃないかなと。だから、そういった具体的な部分も、企業化を推進するような形も、やっぱりこの政策の中に取り組んでいったらどうかと思います。これが一つ。

それから、もう一つ、内水面漁業に関しましては、内水面漁業もいいんですけれども、茨城とかほかの地域でもやっていますけれども、この排水処理というのは、これはどういうふうに、ある程度規制をしないと環境に悪い影響を与える。もともと養殖ですから、排水もしなきゃなんないだろうし、それと污水处理の問題なんかをそういった政策の中に、こういうふうにして排水しなきゃ駄目だぞというふうな形の部分をある程度組み入れていったら、やっぱり誰でも、太陽光発電でもそうですけれども、後の処理とかそういう部分に関してある程度の規制がないと、ただ内水面で魚作って、それで適当に水流せばいいんじゃないかというふうな部分が、結構いずれの場合もそういったものが出てくる可能性があるんで、そういうところも指導というか方針というか、そういうものを作っていただければなと思います。

以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございました。

それでは、一通りこの基本計画について御意見いただいたかと思いますので、川原委員と佐藤委員からは質問を頂いていますので、そこについてお答えいただく。ほかは、せっかく水産庁の幹部が多数出てきて、いろいろ皆さんの御意見を受けて、おっしゃりたいことあると思うんですけれども、ちょっと時間の関係で省略させていただきたいと思います。

○企画課長　企画課長でございます。

川原委員の御質問に御回答を差し上げます。私の説明をはしり過ぎたのもあって、そのフォローも含めて御回答したいと思います。

6 ページ目の沖合漁業の部分の「複合的な漁業への段階的な転換」とはどういう意味だというご質問でございましたが、これについては2－3の資料の中の2 ページ目を御覧いただければと思います。先ほど簡単に御説明した下の方向性のイメージのところがございますけれども、特定魚種、具体的には、サンマ、スルメイカ、サケが不漁でございますが、右を御覧いただきますと、これらの魚種については、例えばサンマであればサンマ棒受網、イカであればイカ釣りといった、1 魚種しか対応できない船の比率が高い状況にございまして、このような特定魚種に依存した漁業ですとリスクが分散できない状況にあると。

一方、左側の下にございますけれども、近年漁獲量が増えている魚種もあって、こういうものを組み合わせることによりリスクの分散、影響の緩和をしていきたいということで、右側に具体的な事例、幾つか書いてございますけれども、例えば小型のサンマ漁船によりマイワシ等の漁獲の取組が北海道であったりとか、中型のイカ釣り漁船によりスルメイカとアカイカを対象とした操業があったりとか、あと、これは先ほど説明しましたが、沖底とイカ釣りとか、こういう兼業しているものが出てきたりとか、こういう新しい取組が出てきておりますので、船の整備ですとか許認可の在り方も含めて、複合的な取組にしっかり対応していかないといけないと。これは段階的に転換していかないといけないということで、6 ページ目に書かせていただいたところです。

2 点目の御質問は遠洋漁業の部分でございました。具体的には7 ページ目の主な対応の方向性の1 ポツ目で、国際ルールに的確に対応した漁業者とは何かと。今は、漁業者は、国際ルールに対応していないのかということでございました。これも7 ページ目の一番下にだいたい色で書いてございますけれども、次期水産基本計画は今後10年間の方向性を示すものでございまして、ここに矢印のところ矢尻で書いてございますけれども、例えば、R F M O などにおいても人権問題の対処の一環として、適切な漁業環境の確保をルール化する方向性になってきたり、今後、国際的に求められてくるものが厳しくなってくるだろうと思っております、そのような、今はまだ明確になっていないことも含め、今後、国際的に起こってくるものも含めルールに的確に対応していくような漁業者を育成していかないといけないという、今後の10年間の方向性として書いたものでございます。今、漁業者が守っていないとか、そういう気持ちで書いているわけではないということでございます。

○川原特別委員　それで、どのようにやっていくかというのがちょっと見えないなど。

○企画課長　ということです。

○川原特別委員 誰がとかどういった形でとか、私どももそういうことをいずれしなくてはいけないというのは、重々承知しておりますので。

○企画課長 繰り返しになり恐縮ですが、この基本計画においては、10年先まで全部が見えない中で、網羅的に答えを書き示すことはできないんですけれども、決められた国際ルールに対応できるような方がしっかり漁業の分野で御活躍いただけるような環境というのを、整備していかないといけないという気持ちでございまして、まずはそういうことを書ける範囲で基本計画に書いて、今後、具体的な御相談をしていきたいと思っています。

○川原特別委員 ありがとうございます。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

佐藤委員の質問、幾つかありましたので、お答えしたいと思います。

資料2-3の3ページのサケ・マスふ化放流事業の右側の主な対応の方向性のところを御覧いただきたいと思います。

ここにある「横展開」とは何かという御質問ですが、サケは御存じのとおり、シロザケですけれども、母川回帰をするという特性があります。それを捉えて、今年度から本格的にやっておりますが、主要河川ごとに増殖戦略と呼んでいるきめ細やかな対応を体系化して、それを試していくと。技術開発としてやる事業をやっております。ただ、サケは母川回帰するんですが、卵をふ化させて、稚魚を川に放して、海へ下って、それから、その稚魚が帰ってくるのは3年から4年後ということなので、今年から始めた事業も、今度の基本計画の年次の中では成果が出てくるだろうというような構造になっていますので、そういったことも踏まえてしばらくは続けていく技術開発事業ですので、そういったもので成果が出てくると考えています。それを主要河川でやっておりますので、ほかの対象になっていない河川にも手法として生かして展開していきたいというのが、我々がイメージしている横展開ということでございます。

それから、「野生魚」という言葉があって、これもちょっと定義の問題みたいなのところもあるんですけれども、いろんな定義があると思いますが、我々がここで書いているものの意図としては、今年度の初めに不漁問題検討会というので有識者に御議論を頂きまして、検討会の取りまとめを行っております。その中で、サケ・マス関係の有識者の方から、欧米の論文なんかを引き合いに出して御紹介いただいたものがこういう野生魚の活用ということで、欧米では、そのときの野生魚というのは、親のオリジンというようなことではなくて、いわゆる天然の状態で雄と雌が産卵床を作って、受精させてということで、そこか

らふ化して川に下っていくものとか、帰ってくる資源ということで、それを野生魚というふうに定義されています。

我が国でもそうですけれども、ふ化放流事業でやっているものを例えば耳石で全部マーキングすれば、3年間から4年後に帰ってきたときにそれは特定できますから、逆に言うと、その耳石の印がないものは野生魚だろうということだと思っています。

欧米ではこうした野生魚が回帰率の向上に寄与しているという論文も出ているということなんですが、そういったものを参考にしながら、我が国でも取組を進めていけないかというので、ちょっとまだ始めたところとか検討しているところということですが、そういったものも技術開発の中で取り組んでいく必要があるんじゃないかという取りまとめであり、それを受けての記載ということになってきます。

それから、施設の有効活用ですが、サケ・マスのふ化放流をやるふ化場も、1年間ずっと卵があり稚魚がありということではないので、空いている期間があるんです。そういったところでサーモン養殖、種苗ができないかみたいなのが典型的な考えなんですけれども、これも言葉の使い方みたいな話で恐縮なんですけど、有効活用というのは目的外利用ではないという、そういう理解を我々はしておりますので、そういうことができるように仕組んでいくものがすなわち有効活用だということです。いずれにしても、運用の世界、どうやってやっていくかという世界ですので、そこは実例が出てくればとか、御相談を受けながら、極力柔軟にということで、これまでもそういうふうに施設は運用してきているんですけども、極力そういうことで有効活用を図っていきたいという趣旨で書いております。

それから、統合の話は、多分、集約化というのが一つの方向性であり、でも一方で、多分、佐藤委員は統合したら出口としてどういうことが起こるんだということが頭にあるので、集約化という理解でよいかという御質問だと思っているんですけども、もちろん量が変わらないような形で集約化するというのも一つの方向性でしょうし、一方で、量的に縮小するというのもあるのかもしれませんが。そこはこれから統合みたいなことを本格的に進めていけば出てくると思いますので、御質問に答えるとすれば、集約化ということも当然念頭にあるし、メインのところになってくるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、ここで基本計画についての議論を終了しまして、次の議題であります令和3

年度水産白書の構成と骨子について、事務局から説明をお願いいたしますが、実は本日御欠席の三浦委員——J F 全漁連の方です——から、基本計画と白書の両方について書面で意見を頂いていますので、せっかくですからこれを委員の皆様にお配りして、後でも目を通していただけたらと思いますし、これからの基本計画・白書の作成に生かしていただきたいと思います。

それでは、説明の方、事務局からお願いいたします。

○企画課長 企画課長の河村です。

資料3を御覧いただければと思います。

令和3年度水産白書の構成と骨子という資料でございますが、令和3年度の水産白書の構成案、1ページ目でございますけれども、まず第1部で特集、前回御相談しましたけれども、二つ用意したいと思っております。

一つは、新たな水産基本計画についてでございますが、第1節がこれまでの水産基本計画、第2節で新たな水産基本計画としてそれぞれ整理したいと思っております。特集2が、新型コロナウイルス感染症拡大による水産業への影響と対応ということで、第1節では、水産物の需要面、第2節が水産物の供給面の影響と新たな動きを整理した上で、第3節で、これまで水産関係でどう対応をしてきているかということ、役所の対応も含めて書いていきたいと思っております。その下の令和2年度以降の我が国の水産の動向というのは、例年どおりの対応でございます。

次のページ、2ページ目でございますけれども、第2部が令和3年度の水産施策ということで、例年どおり整理していきたいということで、あと、一番下でございますけれども、令和4年度の水産施策ということで、令和4年度に講じようとする施策も例年通り整理したいと思っております。

3ページ目が、更に細かくいたしました特集の骨子案でございます。

第1節が、先ほど申しましたテーマ1、これまでの水産基本計画と新たな水産基本計画について整理したものでございまして、今考えてございますことは、記述内容というところを書いてございますが、今まで基本計画は4回策定してございますけれども、まず平成14年のところを御覧いただきますと、例えば200海里体制の話ですとか、漁業生産の減少ですとか、自給率の低下ですとか、こういう情勢がありまして、それに対して水産基本計画では、例えば資源回復計画の推進とか、HACCPの導入とか、漁協の合併とか、こういう施策を書いていますよという、要は、当時、どういう情勢にあったのかということをも

ずは整理した上で、それを踏まえてどういう施策を基本計画に書いたのかというのを、平成14年、平成19年、平成24年、平成29年というふうに追っていきたいということでございます。

第2節は、先ほど来御議論を頂いております新たな水産基本計画、これについては策定の経緯、概要、そして自給率を書いていかないといけないと思っていますけれども、目標、基本計画における講ずべき施策について、記述していきたいということでございます。

続いて、4ページ目を御覧いただければと思います。

特集の2の新型コロナウイルス感染症拡大の水産業への影響ということで、第1節は需要の影響と新たな動きということで、例えば、記述例で書いていますけれども、自宅で食事・料理する機会が増えているとか、外食がちょっと減ってしまっているとか、家庭用の冷凍食品の需要が増えているとか、こうした状況の御説明をしたいと思っておりますし、第2節は供給の影響と新たな動きということで、例えば高級魚介類を中心として、魚介類の取扱い金額が減ってしまっているとか、インターネットの販売とかの動きが活発化しているとか、外国人の受入れの状況とか、そういったことを書かせていただこうと思っておりますし、そういうのを踏まえて、第3節で水産業における対応ということで、水産物の販売促進ですとか、輸出促進の話ですとか、代替人材の確保の話ですとか、そのほかいろいろなことを整理していきたいと思っております。

5ページ目以降は例年どおりでございまして、第1章が我が国の水産物の需給・消費をめぐる動きで、需給の動向、消費の動向、消費者の情報提供などの様々な取組ですとか貿易の動向、次のページ6ページ目になりますけれども、第2章は我が国の水産業をめぐる動きということで、漁業・養殖業の国内生産の動き、漁業経営の動向、そして水産業の就業者をめぐる状況、労働環境の動向、スマート水産業の話、漁協の話、流通・加工の話と整理しまして、次の7ページ目で、第3章ということで、水産資源と漁業環境をめぐる動きということで、我が国周辺の水産資源の状況、資源管理の状況、資源管理の取組の中身として、密漁防止とか水産適正化法の話ですとか、そうしたことも書くと。資源を積極的に増やすための話として、種苗の放流ですとか、内水面の話ですとか、あとは漁場の環境をめぐる動きとして、藻場・干潟の保全と再生ですとか、プラスチックの問題の話ですとか、あとは、野生生物の漁業被害の話とかを書きたいと思っております。

次の8ページ目でございますけれども、ここでは水産業をめぐる国際情勢ということで、世界の漁業・養殖業の動向、消費の動向、貿易の動向、そういったことを書きながら、国

際的な資源管理の動向、捕鯨の話、そして海外漁業協力の話も書きたいと思ってございます。

9 ページ目が、安全で活力ある漁村ということでございますけれども、現在、新たな漁港漁場整備長期計画というのを策定しているところでございますので、その御紹介と漁村の現状と役割、そして安心して暮らせる安全な漁村づくり、漁村の活性化について整理しまして、6 章は、先ほど来御説明しておりますが、東日本大震災からの復興の状況で、水産業における復旧・復興の状況ですとか、あと、東京電力の関係の影響の対応ですとか、そうしたことを書かせていただきたいと思いますと思っております。

9 ページ目の下にございますけれども、94回の企画部会で委員の皆様から御意見ございました気候変動による漁場環境の変化ですとか、水産物の栄養機能ですとか、そうしたもののについては事例コラムなどで記載していきたいというふうに思っております。

最後、10ページ目でございますけれども、今年は白書の作成に当たって留意点がございます。基本的にはこれまでご説明したとおり、特集とか記述を充実させていきたいと思っております。一方、業務量が増加しており、誤記してしまっている部分もあったりしております。これは、水産白書だけの話ではないのですけれども、いろいろ起きているということ、また、スマートフォンの普及で、ホームページとかSNSなどを活用される方も増えてきているということで、自民党の方から、白書の紙媒体については統廃合も含めてスリム化を行いなさいというお話を政府全体で頂いております。デジタル化を進めながら、利用者の利便性を損なわないようにしつつも、業務の効率化を進めていきなさいということ踏まえ、例えば指標とかデータみたいなものは、冊子には載せずにホームページ上に掲載するとか、必要なものはちゃんと入れ込んだ上でQRコード等で見られるようにするとか、工夫しながら整理していきたいということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、この白書の説明について何か御意見等ございましたら。

結城委員、お願いします。

○結城特別委員 ありがとうございます。

私の方からは特集についてです。特集、二つとも大変分かりやすく、しかも事例もとても読みやすく、これからどういうふうに出てくるのか、とても楽しみにしております。

前回の企画部会でも分かりやすく作りたいというお話がありましたので、私の方から一

つ、分かりやすくするための提案をさせていただきます。お料理のコースに当たる前菜を作っていたいただくのは、いかがかなと思っております。具体的には、例えば3ページ目の第1節、これまでの水産基本計画というのを今、記述内容例で出ていますけれども、先ほど御説明があったように、年、その年の情勢、施策というのをきちんと並べて御説明いただくのは大変いいことだと思いますので、これを表の形にさせていただくのはいかがかなと思っております。

先ほど前菜と申し上げたのは、前菜というのはその後のメインへの期待感を盛り上げる大切な部分です。つまり、この表は、この後、詳細な説明を読むにあたって期待感を盛り上げるため、あるいは内容を分かりやすくするための表ということです。平成14年、平成19年というふうの一つの列が年になりまして、その隣が情勢、施策というのを本当に1行ずつ簡単に書いていただく。それだけで読む方は、あっ、これからこの後にこのことについての詳細な説明があるのだという期待感が高まりますし、先ほども御説明があったように、今スマホで検索する方が多い中で、この表を作っていただくだけで、かなり読みやすく、皆さんの興味・関心を引くのではないかなと思っております。

それから、4ページについても同様です。こちら、本当にとてもよく書いていただいて、分かりやすいと思い、私は感心しておりましたけれども、これもポイント集として表を作っていただくのはいかがかなと思っております。例えば第1節、需要の動き、1行ずつ、第2節も1行ずつ、この記述内容のように1行ぐらいで簡潔に。それを特集の最初のところに表で作っていただくと、内容に対する読みたいというモチベーションを上げてくれるのではないかなと思っております。

これが一つの御提案でございます。御検討ください。よろしく申し上げます。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、菅原委員、お願いします。

○菅原特別委員　ありがとうございます。

7ページ目ですか、海洋プラスチックごみの問題と対策、私も遊漁団体の一員でありまして、週最低1回は釣りへ行っているんですけども、日本全国どこに行ってもどの海に行っても、物すごいごみが流れている。黒潮の本流域まで行って釣りをやっても、ごみが流れている。先日、三浦半島で、二、三日前ですけども、東京湾へ行きましたけれども、東京湾の中なんかはごみだらけです。もうこのごみ、どうにかならないのと。釣った

魚の中から、先日カワハギを釣ったら、カワハギのおなかの中にプラスチックごみです。餌と間違えて食べているんですよ。釣ったブリとかタイとかからもそういうものが出てきているのが現状ですよ。ということは、漁業者にとってもこれって非常に大問題の話になると思いますので、早急にその解決策を何とかしていかなければいけないという問題を、かなり大きく取り上げていただければと思います。

それと、あと、藻場・干潟の保全という形で、私どもの方で水産多面的発揮対策という形で、藻場の保全事業、それと磯焼けの問題、ウニの退治をしています、今、葉山と三浦で。今までずっと非常に海の中でウニを潰せと言われていたんですけれども、そんなことをやっていたら効率が悪いというので、各方面にいろいろ手を伸ばしまして、取り上げて、丘で、採捕とは違うよと、組合の人たちにも協力を得まして、取り上げて、ウニを港の中でブルーシートを敷いてみんなで足で踏み潰していたんですよ。それを今度は産廃業者にお金を払って取りに来てもらわなきゃいけなかったんです。

ところが、あるとき、先月なんですけれども、三浦の農家さんが、「それ、潰したやつ、くれない？」と言うんですよ。「何するの」と聞いてみたら、キャベツ畑の飼料にすると。「これ、よく育つんだよ」と言うんですよ。だから、そういうような形で、水産業だけじゃなくて、農業とのぐるぐる回していく。先日、やっぱり行ったときに農家さんが、「ダイコン余っているから持っていけ」と言うんですよ。よく話を聞いたら、出荷するよりも捨てた方がお金が掛からないと。もったいないじゃない、そんなのと。そんなのを多々三浦では聞くんですよ、キャベツが余っているとか。ところが、このキャベツを今度はその害を及ぼしているウニたちに与えると、ちゃんと食べて、成長してくれるんですよ。

そういう取組の仕方とかをどんどん推奨するような形の例として挙げいただければ、かなりいいんじゃないのかなと思います。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょう。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員　6 ページの漁業労働環境をめぐる動向ということで、海難事故等の問題ですけれども、国交省なり、それから海上保安庁に任せきりじゃなくて、やはり漁船の海難事故というのは、主管官庁である水産庁が基本的にしっかりした取組をしていただきた。この辺は重点的に書いていただければというふうに思っています。

それから、国際的な資源管理という中で、国際的な地域漁業管理機関以外に、オホーツク公海とかベーリング公海というのは、白書の中で一度も見たことがないです。この辺の扱いというのはどのようになっているのかです。これまで報告ありませんし、何年かに1回、ベーリング公海の交渉をやっているはずなんです。その動向というのが全く記載ありませんし、結果報告もない。この辺の記載もできるのであれば、していただければなというふうに思います。

以上です。

○山下部会長 日本漁船が入ってないから書いてないとかいうことじゃないですか。

○高橋特別委員 入る権利は持っているはずですが。遠洋トロール漁船の数が少なくなりました。けれども、従来から資源が回復をしていないということの一点張りで、その後の経過というのは、実際交渉しているのかしてないのかもよく分かりません。重要な操業海域なはずですから、その辺の確認というものは、どこかでしていただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、窪川委員、お願いします。

○窪川特別委員 ありがとうございます。窪川です。

コロナのところですけども、物流のことを入れておいていただきたいと思います。

それから、在宅消費向けの冷凍加工技術と、国内の流通に関する問題もあったと思います。

余談ですけども、ある航空会社の機内食の冷凍品を、インターネットで注文したんですけども、海鮮がいつも残っているんです。肉はすぐ売り切れていて、それがどうしてなのか分からないというのが気になります。

こういう状況下でも水産加工品がどのように販売されて、消費されたかというのは、すごく重要なデータになると思いました。

もう一つですけども、これはコロナ禍での医療体制です。漁村は島嶼もありますし、大病院からは離れた漁村が多いと思います。医療体制の問題は、厚生労働省の問題かもしれませんが、水産庁として漁民を守るということを安心のために入れていただけるといいかなと。これは、水産基本計画の方にも関係してくることだと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、短くお願いできますか。野田委員、お願いします。

○野田特別委員 海洋環境の中のごみの部分は私も絡んでいる部分がありまして、これは

環境省さんと水産庁さんとのコラボでうまくいっている部分というのがたくさんあるので、その環境省さんとの取組みを書いただければいいなと思うのと、あとは、一番最後にあった紙の媒体をという話に関して、世の中にはタブレットで読む方、結構いらっしゃるので、楽天さんの電子書籍サービスだとか、あと、ほかのスマートフォン用だとか、幾つかの書籍規格があって、それら全種類用意して読めるようにしていただければいいなと思っているのと、あとは、それ用になってくると、目次を、1 ページでどんと全体が分かるような形にして、そこをクリックするとそっちに飛ぶ、最近、頭から最後まで読む人いないので、そういう飛びやすい形を考えていただければいいなと思っていました。

○山下部会長 御提案、ありがとうございます。

それでは、一通り白書についても御意見いただいたということにさせていただき、また、質問はございませんでしたので、事務局からのお返事は省略をさせていただきます。

それでは、次に報告事項ですけれども、「内水面漁業の振興に関する基本的な方針」、また新しい基本計画みたいなものなんですけれども、これについて事務局から報告をお願いいたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

資料4を御覧ください。「内水面漁業の振興に関する基本的な方針」の変更について報告いたします。

まず、最初のところ、経緯についてですけれども、「内水面漁業の振興に関する基本的な方針」ですが、内水面漁業の振興に関する法律の規定に基づき、農林水産大臣が水産政策審議会の意見を聴いて定め、水産基本計画と調和を保ちつつ、おおむね5年ごとに変更することとされております。これが法定されております。

現行の基本方針ですが、平成26年に策定されております。その上で、前回の水産基本計画の見直しに合わせて、平成29年7月に改定されたものです。今回、改定からおおむね5年が経過するということですので、水産基本計画の見直しに合わせて、次期基本計画との調和を図るといった観点から、所要の見直しを検討することとしております。

基本方針の内容についてですが、2ポツを御覧ください。ここにあるとおり、内水面振興法の規定に基づきまして、内水面漁業の振興に関する基本的方向を始めとして、そこにあるような五つの項目について定めることとしております。

今後のスケジュールについてですが、令和4年2月の本企画部会に骨子案について御説明した後、御審議いただきまして、6月を目途に公表したいと考えております。

次のページに現行の基本方針の概要を掲げてあります。参考に後で御覧いただければと思います。

説明は以上です。

○山下部会長 ありがとうございました。

これは基本方針ですけれども、また重疊的に始まってくるようでございます。内水面関係の方々も大勢、委員さんにいらっしゃいますので、中心になって是非よろしく御審議のほどお願いいたします。

それでは、何かこの報告事項について御質問などございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに事務局から連絡事項などございましたらお願いいたします。

○企画課長 本日はありがとうございました。

次の企画部会は年明け、2月頃に開催させていただきまして、次期水産基本計画につきましては、本日皆さんから頂きました御意見を踏まえまして、本文を作成いたしまして御議論をさせていただきたいと思います。また、水産白書につきましても、本日頂きました御意見を踏まえまして、1次案というものを作成いたしまして御議論を頂きたいと考えてございます。

具体的な日時につきましては後日調整させていただきますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

今度、次のときは文書が二つ、どーんというのが来ます。それをできるだけ早く配布していただいて、読んでいただいてからお越しいただくということになりますので、お忙しいところを申し訳ございませんけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の企画部会を終了いたします。

ありがとうございました。

なお、山下部会長から配布された、第95回企画部会を欠席した三浦委員より書面にて提出のあった意見は、以下の通り。

資料2－1 分野別項目の検討について

○原発事故の影響克服（３頁）

J F グループとして漁業者・国民の理解を得られない海洋放出に断固反対である。こうした立場を踏まえ、次期水産基本計画の中での扱いは慎重な対応を求める。

資料２－２「次期水産基本計画の方向性」について

【全般について】（資料２－２の６頁）

（１）海洋環境の回復

○ 「見直しポイント」の３本の柱については、この方向性で良いと考える。

○ このうち、第一の柱の資源管理では資源管理の強化による漁獲抑制も想定される一方、第二の柱の成長産業化は漁獲量増大も必要であり、相反する双方を矛盾なく整合させる政策の方向性を基本計画の中で示して頂きたい。

また、第一の柱「海洋環境の変化」は、特にここ１０年で大変大きく、主要魚種をはじめとする漁獲量全体の減少は、食料の確保という観点でも国民共通の課題。これを乗り越えるための政策の方向性を示して頂きたい。

○ 資源管理の重要性は論をまたないが、資源管理の強化だけではなく「環境回復」を行わなければ、魚は戻ってこないのではないか。前回申し上げた通り、高度成長期の開発に伴う藻場・干潟の消失や栄養塩の不足、海砂採取で生じた深堀跡の貧酸素水塊による青潮、地球温暖化による海水温の上昇などによって、近年大幅に漁獲量が減少している。

「環境回復」が今後、重要なファクターとなってくる中で、いまこそ海洋環境自体を回復させるため、戦略的な栽培漁業・種苗放流の実施や、水産多面的機能発揮対策によるブルーカーボンに資する藻場・干潟等の造成の取組等を通じ、資源造成と生物多様性を実現するため、「環境回復」を強力に進め、資源回復につなげていくべきであり、環境省とも連携して、海洋の環境回復のための総合的な対策を５か年の計画に位置付けて頂きたい。

（２）金融機能

○ 水産基本計画の実行段階では、新たな対応に取り組む漁業者等に対する金融機能の活用も必要となる。資金の円滑な供給に向けて、漁業近代化資金の予算措置・制度改正や、不漁や新型コロナ等、未曾有の危機に直面する漁業者・J F への金融支援策なども、骨子・本文案作成の段階で記述して頂きたい。

資料２－３「次期水産基本計画のポイント」について

○水産資源管理（１頁）

・（全般）「新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進めること」（資源管理ロードマップ最下段）については、骨子・本文案でも改めて言及頂きたい。また、地域ごとに対象魚種について関係する漁業者への事前の説明を国が積極的に行っていくことも打ち出してほしい。

・（「方向性のイメージ」１段目）漁獲量等の効率的なデータ収集、調査・評価体制の整備について、漁業者・漁協との協力体制の構築についても骨子・本文案で言及頂きたい。

・（「方向性のイメージ」２段目）この箇所は、当該公表資料の記述「新たなTAC管理の検討は、以下の２つの条件（注：漁獲量が多い、MSYベースの資源評価が示される見込）に合致するものから順次開始する。」に合わせ、以下の表現として頂きたい。

＞（今後）2021年3月に公表した「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」に沿って順次TAC魚種を拡大

→…（略）…順次TAC管理の検討を開始する

・休漁など資源回復のため、より強度の漁獲制限を行う場合における、漁業者及び流通・加工業者の重大な経営への影響を緩和するための施策を検討頂きたい。

○海洋環境の変化への対応（２頁、養殖について８頁）

・海洋環境変化を乗り越えるための取組として、例えば、漁業種類の転換や新たな養殖業の導入等にかかるリスクを軽減し、実践を促進するため、「水産業競争力強化緊急事業」・「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」等を柱とした設備投資等に対する支援の拡充を検討頂きたい。

○栽培漁業（３頁右上箱内●２）

・資料２－２の箇所で前出の通り、栽培漁業への期待はかつてないほど高まっている。「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」における2030年の漁獲量目標４４４万トンの達成も見据えて、効果の高低で一律に存否を判断するのではなく、地域と国とが連携して、戦略的に栽培漁業を推進して頂きたい。

・また、種苗放流で効果が十分出たからといって安心することなく、その後に資源状態が悪化した場合は、種苗放流を機動的に再開することも必要。骨子・本文でも改めて言及頂

きたい。

○沿岸漁業（５頁）

・（全般）沿岸漁業は漁業者だけでなく、流通・加工業者をはじめとする水産関連産業を含めた漁村地域全体を支える基幹産業。漁村地域全体の活性化という視点で方向性をしっかり打ち出してほしい。

・（５頁右上箱●１）「漁業を生業とし、日々操業する現役世代を中心に効率化を促進」を最重点の項目としたうえで、世代交代をしっかりと図っていくという位置づけとするよう、骨子・本文案の段階で記述に留意頂きたい。

・資料２－２で前出の通り、とくに沿岸域での海洋の環境回復は急務。骨子・本文案段階でしっかり記述頂きたい。

○養殖業（８頁全般）

・「規模の大小を問わない養殖のバリューチェーンの付加価値向上」とある通り、骨子・本文案作成にあたっては、大規模化・輸出拡大の方向性だけでなく全国多数の小規模な養殖漁業者の成長産業化について、「マーケット・イン型養殖業の推進」の中でしっかり位置づけて頂きたい。

・こうした小規模な養殖漁業者の成長産業化も踏まえ、引き続きノリの高水温耐性種苗の開発や増肉係数の高い種苗の開発等、環境に適した種苗や環境負荷のない餌の開発を実行していくことも骨子・本文案の中で盛り込んで頂きたい。

○輸出拡大（９頁全般）

・輸出拡大にあたっての国内養殖拡大については、前回申し上げた通り、増産分の国内還流・価格暴落を防ぐ施策とともに、養殖ガイドラインを水産基本計画にしっかり位置付け、骨子・本文案において明記頂きたい。

○漁協の強化、漁村活性化（12頁全般）

・漁協の機能発揮のためには、合併・事業統合等組織再編、漁協間の事業連携等が必要であり、ＪＦグループは運動方針において、これら機能を発揮できる「中核ＪＦ」の組成に取り組んでいる。漁協とのかかわりについてはぜひ骨子・本文案作成の段階で前広に議論

させて頂きたい。

- ・漁協間の連携や海業等の振興等の漁村の活性化にかかる取組について、計画策定や実践が地元行政と連携した体制の下で実施されるよう、骨子・本文案作成の段階で地元行政の積極的な参画を奨励するよう記述頂きたい。

○みどりの食料システム戦略（14頁全般）

- ・みどりの食料システム戦略の実践はSDGsの取組として非常に重要。本戦略を踏まえた水産政策の実施にあたっては、実際に生産を行っている漁業者の理解と協力を得た上で進めていくことが必要であり、これを次期水産基本計画の骨子・本文案で明記いただきたい。

- ・環境負荷軽減の推進にとどまらず、資料2-2の箇所ですべたとおり、海洋の環境回復を進めることで持続的な生産体制を構築し、資源回復につなげていくよう、方向性をしっかり打ち出して頂きたい。

- ・また、環境への負荷を軽減させながら持続可能な漁業・養殖業を確立し、漁業生産力の向上を図っていくために、国の次期基本計画においても、近年の海藻によるCO₂吸収効果に関する研究を踏まえて海藻養殖の推進を水産業振興計画に謳った宮城県等の地方自治体の動きに遅れることのないよう、ノリやワカメ・コンブ等の藻類養殖等を我が国発信のブルーカーボンの取組の一つとして位置づけ、推進することを骨子・本文案で記述頂きたい。

- ・漁業者が行っている藻場・干潟等の保全などの多面的機能対策は「みどりの食料システム戦略」にも関連してくる。これらの地に足の着いた取組を4頁（カーボンニュートラル関係）だけでなくこちらの箇所の骨子・本文案でも記載頂きたい。

○新型コロナ感染症の影響（16頁全般）

- ・コロナ禍で緊急事態宣言等による魚価への影響はいまだ続いている。外食の需要低迷は飲食店の閉店が原因で、簡単には元には戻らないことも懸念される。

ウィズコロナに向けては、漁業全体が失った販売先・販売量・魚介類の価格を回復させるため、「方向性」にも記載のある通り、十分な販路開拓・魚食普及活動への支援を骨子・本文案で記述頂くようお願いしたい。

- ・平準化事業は、浜の魚価を下支えし大きな役割を果たした。新計画では、水産物価格の

著しい変動の防止や、セーフティーネットとしての役割等を記述願いたい。

・「入国制限による水産業の人手不足」は、特定技能外国人の確保はもちろん、省人化・機械化の促進を含めた人手不足への対応も視野に入れていくべき。

資料3 水産白書の構成と骨子について

○ 2本の特集・白書本文の骨子案については、おおむねこの方向性で良いと考える。

○ 基本計画のところでも申し上げた通り、近年の海洋環境の激変とそれに伴う不漁や漁獲量の減少は、広く国民に関わる事態。

海洋の環境回復に国を挙げて取り組むことによって、資源の回復につなげていく必要があることについて、国民に分かりやすく示す水産白書になるよう、検討してほしい。

以上